

工事入札参加資格申請に伴う社会保険等の加入について

建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保、また、発注者として、社会保険及び雇用保険（以下、社会保険等という。）に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、公平で健全な競争環境を構築する観点から、国土交通省直轄工事において、平成27年度以降は、競争入札参加有資格名簿に登録できる企業を社会保険等加入業者に限定しており、世田谷区が加入する東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいても同様の取組を行うこととなりました。

このことから、世田谷区の工事入札に関して、建設業事業者の入札参加資格申請の際には、下記のとおり社会保険等の加入が必須となります。社会保険等未加入の場合、入札参加資格が取得できなくなりますのでご注意ください。

記

- 1 対象者
建設業事業者
社会保険等の加入義務が無い場合を除きます。
- 2 適用
平成28年4月以降の入札参加資格申請
平成28年3月以前に入札参加資格を取得した事業者については、次回の更新まで手続きは不要です。
- 3 加入すべき保険の種類
(1) 社会保険
・健康保険
・厚生年金保険
(2) 雇用保険
- 4 その他
(1) 労働者を雇用している事業者には、社会保険等に加入する法令上の義務があります。社会保険等に加入してください。
(2) 下請事業者（二次下請以下の事業者も含む）がある場合には、下請事業者の社会保険等加入状況を確認し、未加入の場合は加入するよう指導してください。
(3) 世田谷区が発注・契約する工事及び工事関係業務委託の積算には法定福利費（社会保険料及び雇用保険料）が含まれますので、下請契約締結時には、下請事業者の法定福利費を適切に含んだ額で契約を締結するようにしてください。